

解雇等の規制に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案要綱

第一 労働基準法の一部改正（第一条関係）

一 労働条件の文書による明示

- 1 労働契約の締結の際の労働条件の明示は書面の交付によって行うこととし、その明示すべき事項を定めるものとする。
- 2 使用者は、1の書面によって明示された事項に変更があった場合においては、速やかに、当該変更に係る事項を労働者に明示しなければならないものとする。

二 労働基準監督署の設置等の措置

政府は、労働者の労働条件に関する監督が適正に行われるようにするため、これに必要な労働基準監督署の設置及び労働基準監督官の配置等の措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

三 その他所要の規定の整備を行うものとする。

第二 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正（第十条関係）

事業主は、育児休業中又は介護休業中の労働者を解雇することができないものとする。ただし、天

災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合においては、この限りでないものとする。

第三 その他の法律の改正（第二条から第九条まで及び第十一条から第十四条関係）

解雇等の規制に関する法律の施行等に伴い、国会職員法、国家公務員法、国家公務員法の一部を改正する法律、地方公務員法、国家公務員退職手当法、自衛隊法、社会保険労務士法、建設労働者の雇用の改善等に関する法律、労働省設置法、厚生労働省設置法、中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律及び中央省庁等改革関係法施行法について、所要の改正を行うものとする。

第四 附則

一 施行期日（附則第一条関係）

この法律は、解雇等の規制に関する法律の施行の日から施行するものとする。ただし、厚生労働省設置法、中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律及び中央省庁等改革関係法施行法の一部改正については、公布の日から施行するものとする。

二 経過措置等（附則第二条から第五条まで関係）

第一及び第三の改正に伴う所要の経過措置等を定めるものとする。